

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を  
中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年12月11日

仙台法務局大河原支局 登記官 齋藤文子

記

- 1 手続番号  
第3701-2023-4032号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
柴田郡大河原町新寺字新屋敷208番